

輸送の安全に関する基本的な方針

1. 輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割をはたします。
2. 安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上と環境の保全に努めます。
3. 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。

基本スローガン

「安全を最優先し、環境保全に努めます」

基本理念

産業活動に不可欠な物流業務に従事しているSBSフレイトサービス株式会社は、プロとしての誇りと責任を持ち、法令を遵守し安全運行に対して積極的に取り組んでいく義務と地球の環境保全について考え、広く社会に貢献していく事業運営をしていきます。

基本方針

安全教育・事故防止・健康管理・衛生管理・環境対策・省エネ・省資源に配慮した事業運営を目指し、統一した管理体制を確立し、継続的に推進していくことで物流企業としての社会的な責任を果たします。

基本活動

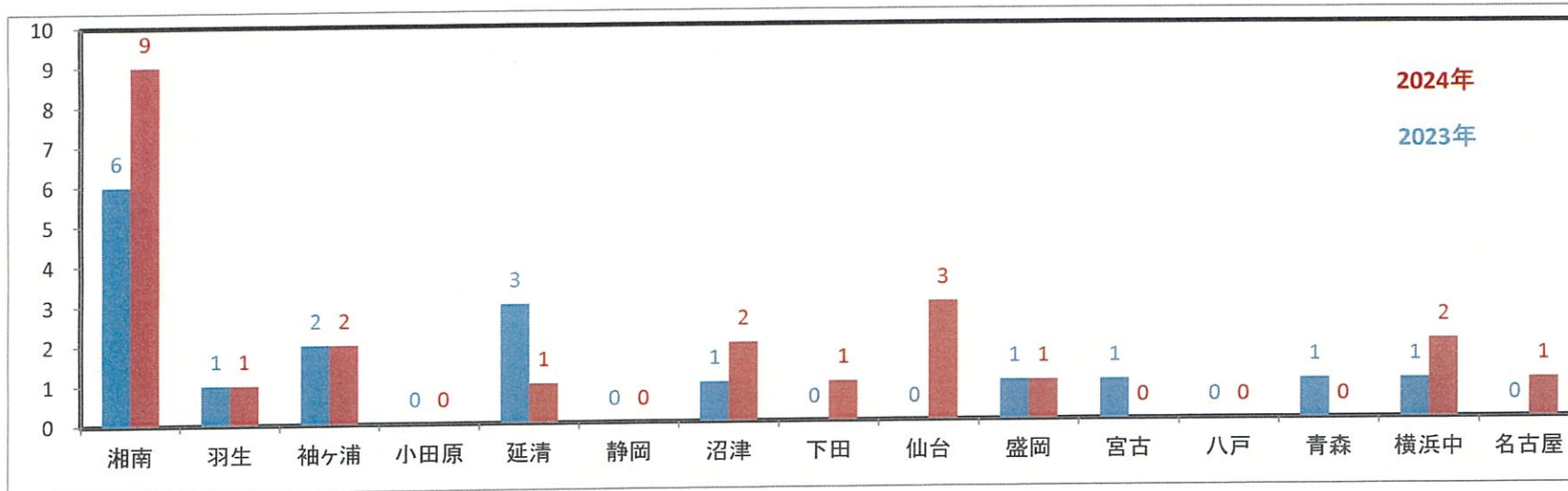
安全に対する取り組み・教育に対する取り組み・健康管理・衛生管理・車両管理環境に対する取り組み、5S活動の徹底の7つの柱をテーマにし、安全を最優先し、環境保全に対する永続的な活動を邁進していきます。

SBSフレイトサービス株式会社

2023年度事故発生状況

車両事故発生状況 2023年度年間目標 10件 SBSフレイトサービス(株)

事業所	湘南	羽生	袖ヶ浦	小田原	延清	静岡	沼津	下田	仙台	盛岡	宮古	八戸	青森	横浜中	名古屋	計
2023年度	6	1	2	0	3	0	1	0	0	1	1	0	1	1	0	17
2024年度	9	1	2	0	1	0	2	1	3	1	0	0	0	2	1	23
増減	3	0	0	0	-2	0	1	1	3	0	-1	0	-1	1	1	6



2024年度目標達成状況

2024年度目標: 事故件数 13件

2023年度事故件数 : 17件

2024年度事故件数 : 24件

事故件数7件増(対前年)・14件増(対目標)目標未達成

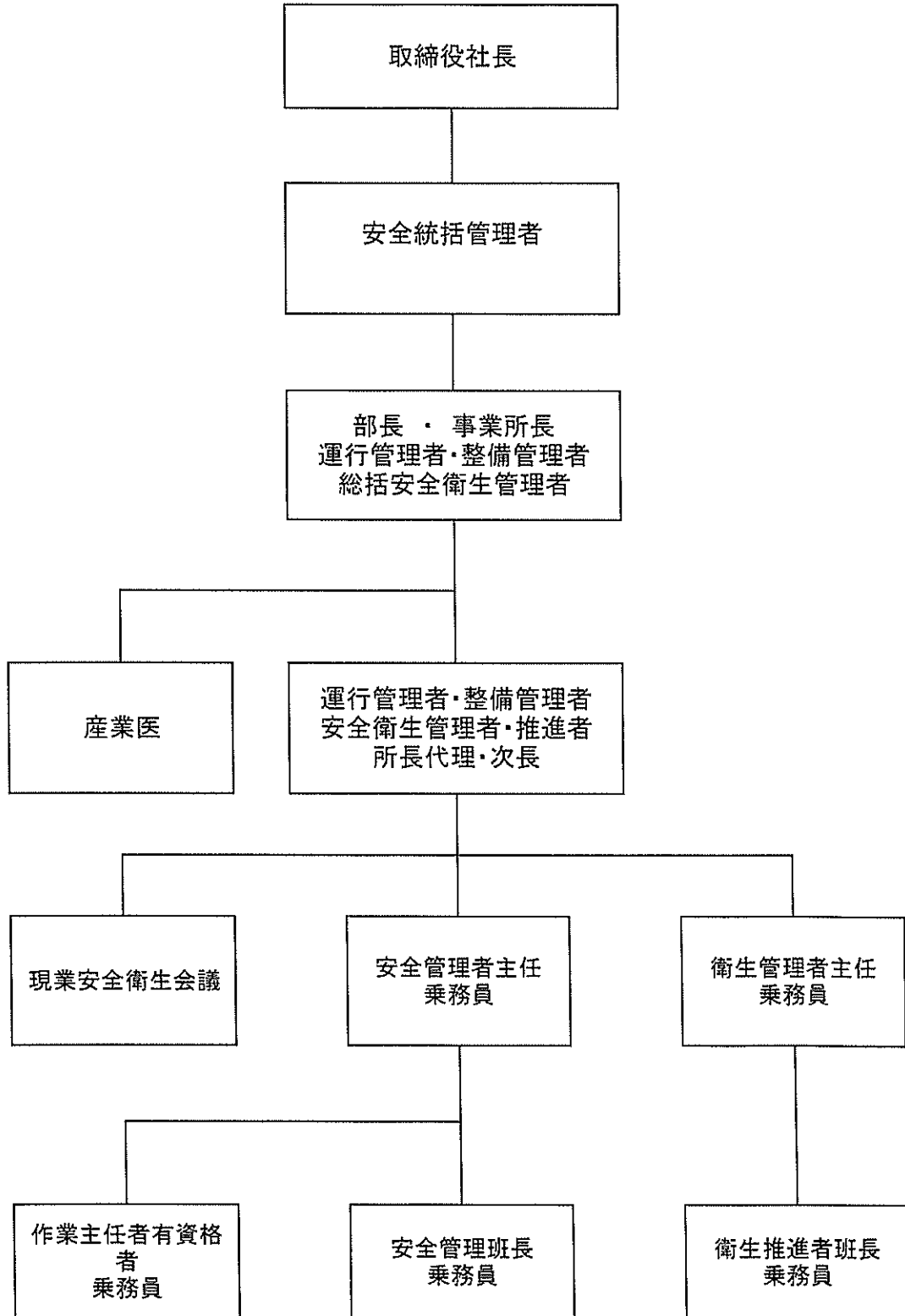
2025年度目標 事故件数13件

自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (2024年度の総件数及び事故類型別の事故件数)

事故種類	定 義	発生件数	
転 覆	当該自動車は道路上において路面と35度以上傾斜したとき	0	
転 落	当該自動車は道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき	0	
路外逸脱	当該自動車の車輪が道路(車道と歩道の区分のある場合は、車道)外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき	0	
火 災	当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき	0	
踏 切	当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき	0	
衝 突	当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき	0	
車 内	操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの	0	
死 傷	死傷者を生じたとき(「車内」に該当する場合を除く)「死者」とは、事故の発生後24時間以内に死亡した者をいい、「重傷者」とは、①脊柱の骨折 ②上腕又は前腕の骨折 ③大腿又は下腿の骨折 ④内臓の破裂 ⑤14日以上病院に入院することを要する傷害 ⑥病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、以上6つの状況にあてはまる者をいい、「軽傷者」とは、上記④及び⑤以外の負傷者をいう	0	
その他	危険物等	自動車に積載された①消防法に規定する危険物 ②火薬類取締法に規定する火薬類 ③高圧ガス保安法に規定する高圧ガス ④原子力基本法に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物 ⑤放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染されたもの ⑥シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令に掲げる毒物又は劇物 ⑦道路運送車両の保安基準に規定する品名の可燃物、以上7つのもの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの	0
	健康起因	運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0
	車両故障	自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0
	国土交通大臣による指示	自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示した①20人以上の軽傷者を生じたもの ②鉄道の橋脚、架線等を損傷し、鉄道の運行を3時間以上停止させたもの ③高速自動車国道又は指定自動車専用道路等を3時間以上通行止めにしたもの ④10台以上の多重衝突を生じたもの ⑤飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、覚せい剤等薬物の乱用、居眠り等悪質な法令違反により事故を生じたもの ⑥車輪の脱落、トレーラの離脱等、他の交通に対して危害を及ぼすおそれがある故障を生じたもの、以上7つにあてはまるもの	0
合計件数		0	

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

(2023年12月15日改訂)



輸送の安全に関する重点施策

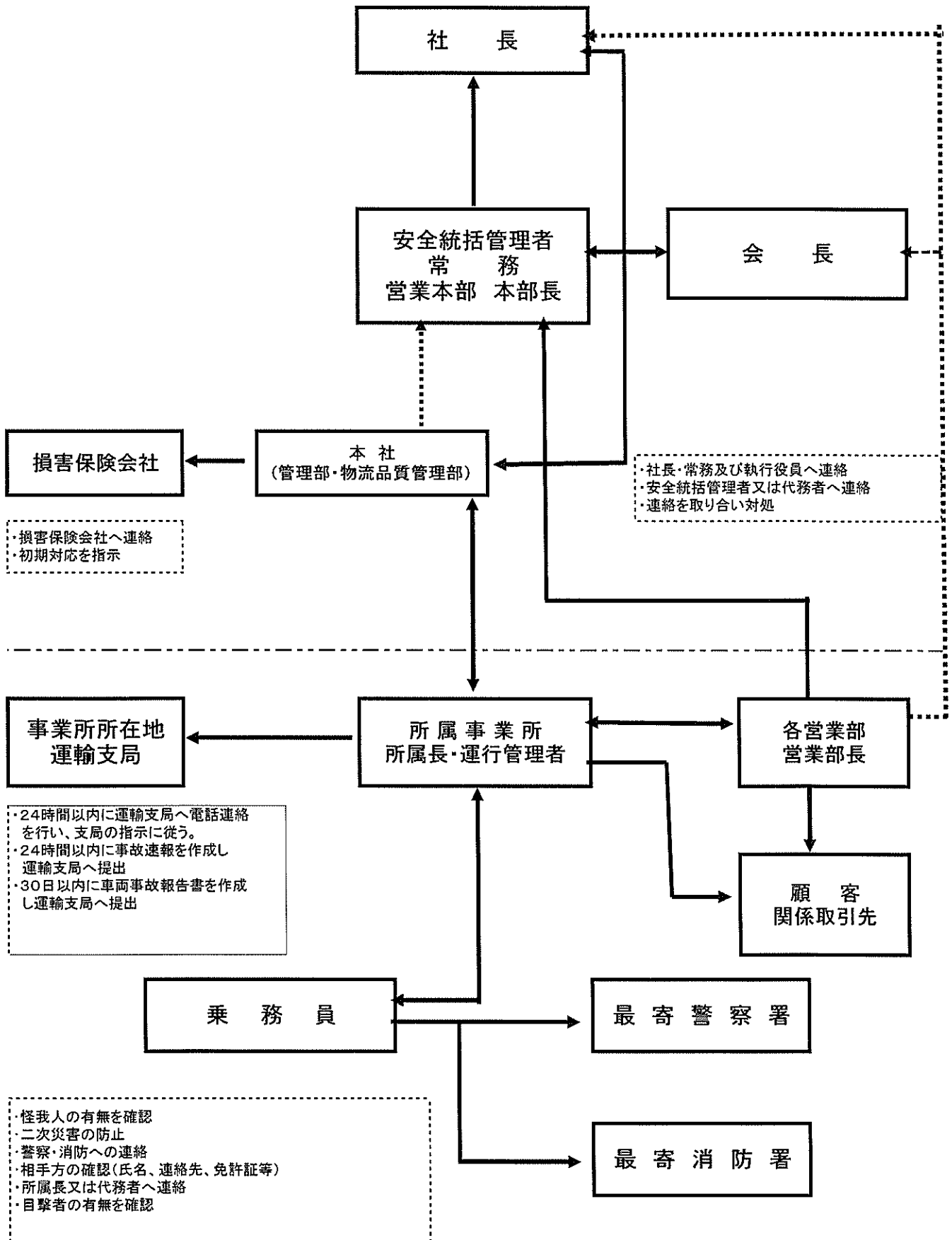
1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
2. 従業員の労働時間管理を徹底し、定期健康診断、ストレスチェック、乗務員の脳MRI及びSAS対策、感染症対策を実施し、健康管理・衛生管理を徹底します。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、これを適確に実施します。
悪質運転、悪質違反（飲酒・酒気帯び運転、過労運転、薬物使用、無免許・無資格運転。過積載、最高速度違反、救護義務違反、ながら運転、煽り運転、車間距離、左右巻き込み、後退）、決められたルール、規則を順守し事故を起こさない、起こさせない指導、教育を徹底し、事故撲滅に努めます。
6. 年6回の安全運動（春の全国交通安全運動・全国安全週間・全国労働衛生週間・秋の全国交通安全運動・正しい運転明るい輸送運動・年末年始無災害運動）期間中に事故防止活動を強化することによりその期間中の交通事故・労災事故を撲滅します。
7. 各事業所において毎月開催されている現業安全衛生会議に本社から担当者が出席することにより、会議に緊張感を持たせ、現場の意見を本社に汲み上げます。
8. 点呼において、車両点検の実施確認、健康管理、アルコールチェック、運行指示の完全実施、これを継続することにより労務管理・運行管理不徹底が原因の事故を防止します。
9. デジタルタコグラフ、ドライブレコーダー、バックアイ等の安全機器による検証と指導を行います。
10. 作業機器（フォークリフト等）、輸送機器（車両）の点検（日常・三か月・年次）を徹底し、車両故障を未然に防ぎ、関係事故（車両事故、労災事故、商品事故）の発生を防止します。

2025年度 運輸安全マネジメント計画表

SBSフレイトサービス株式会社

マネジメント	部門	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
運輸安全	本社	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ←→ ←→ ←→ ←→ ←→ ←→ ←→ ←→ ←→ ←→ ←→ ←→ ←→ ←→ </div>												
	湘南支店	目標・施策設定 記録見直し		上期事業所巡回 内部監査・運輸安全マネジメント管理者教育					下期事業所巡回 内部監査・運輸安全マネジメント管理者教育					2025目標 検証見直し 2026目標 設定準備
	小田原支店				SBS仙台地区 安全運転研修会						SBS関東地区 安全運転研修会 期日未定			
	羽生営業所													
	袖ヶ浦出張所													
	横浜中営業所													
	延清営業所			SBS エコドライブ研修会			SBS エコドライブ研修会					SBS エコドライブ研修会	SBS ドライバーコンテスト	
	静岡営業所													
	沼津営業所													
	下田営業所													
	仙台支店			SBS フォークリフト 安全運転研修				SBS フォークリフト 安全運転研修			SBS フォークリフト 安全運転研修		SBS フォークコンテスト	
	盛岡支店													
	宮古営業所													
	八戸営業所				外部審査	審査結果対応					外部審査	審査結果対応		
青森営業所														
名古屋センター						Gマーク申請準備 静岡・延清・仙台 盛岡		Gマーク 更新申請 静岡・延清 仙台・盛岡						
尼崎営業所														
交通安全運動	全事業所				春の全国交通安全運動		全国安全週間			全国労働衛生週間			正しい運転明るい輸送運動	
											秋の全国交通安全運動		年末年始総点検	
安全衛生会議	全事業所	各事業所においては、毎月安全衛生会議を実施する。物流品質管理課は順次安全衛生会議を巡回し指導を行う。												
事業所巡回内部監査	実施予定事業所		小田原地区	東海地区 東北地区	東北地区	横浜地区		埼玉・千葉地区	東北地区	東北地区	湘南地区	東海地区		

SBSフレイトサービス株式会社 連絡・報告網 (事故・災害その他トラブル)



輸送の安全に関する教育及び研修の計画(2025年度)

運輸安全マネジメント教育研修

開催予定		開催場所	実施状況		実施内容
第1回	第2回		第1回	第2回	
5月		羽生営業所			日程 1事業所につき1日～2日,年1回以上 講師 物流品質管理部・外部機関 対象 各事業所の運行管理者・整備管理者・事務職 運転手・作業員 内容 運輸安全マネジメント教育 安全運転教育、指導、研修
5月		袖ヶ浦営業所			
4月		湘南支店			
2月		小田原支店			
2月		延清営業所			
5月		横浜中営業所			
3月		静岡営業所			
3月		沼津営業所			
3月		下田営業所			
3月		仙台支店			
3月		盛岡支店			
3月		宮古営業所			
4月		八戸営業所			
4月		青森営業所			

現業安全衛生会議

日程	各事業所において毎月1回開催
講師	運行管理者・整備管理者・物流品質管理課・外部講師
対象	各事業所の運転者・作業員・事務員
内容	国土交通省告示第1366号に基づく安全教育 本社から配信する「安全衛生会議議題について」に基づく教育 事事故例・危険予知訓練・ヒヤリ・ハット報告・ドラレコ映像等を題材にした教育 飲酒運転・過労運転・薬物運転・無免許無資格運転・速度過積載違反・救護義務違反に関する教育 事故が発生した場合は、緊急安全衛生会議を直ちに開催 適正診断(一般・初任・適齢・特定)の受診結果に基づく教育 運転記録証明書内容に基づく教育 点呼時の日常教育

研修会

国土交通省告示第1402号に基づく運行管理者基礎講習・一般講習・特別講習 貨物自動車運送事業輸送安全規則第15号に基づく整備管理者講習 事故防止委員会による、発生事故に対する検証と予防措置の確立 運行管理者による添乗指導 安全運転研修 エコドライブ研修 外部機関による安全研修 トラック協会主催運輸安全マネジメント等各種講義・研修会への参加

特定(初任・高齢)運転手安全教育

適正診断(初任診断・適齢診断)受講結果に基づく教育 安全規則第3条第1項に基づく指導

デジタコ・ドラレコによる運転状況の把握と検証および指導

デジタコ運行記録での運転状況確認と指導 ドラレコ映像確認による運転内容の把握確認と指導
--

SBS フレイトサービス株式会社 運輸安全管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という)は、貨物自動車運送事業法の第15条「輸送の安全の向上」、第16条「安全管理規程」、第17条「輸送の安全」、第18条「運行管理者」および、貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の4「安全管理規程の届出」の規定に基づき、輸送の安全を確保する為に遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保する為の事業の運営の方針等

(経営トップの責任)

- 第3条 経営トップは、輸送の安全の確保の為、次に掲げる事項について主体的に関与し、事業者組織全体の安全管理体制を構築し適切に運営する。
- 2 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を事業者内部へ徹底する。
 - 3 安全方針を策定し、必要に応じて見直しを行う。
 - 4 安全統括管理者に指示し、安全重点施策を策定し、必要に応じて見直しを行う。
 - 5 安全統括管理者等に指示し、重大な事故等への対応を実施する。
 - 6 安全管理体制を構築し、改善するとともに、輸送の安全を確保する為に安全統括管理者等に指示し、必要な要員、情報、輸送施設等が使用できるようにする。
 - 7 マネジメントレビューを実施する。
 - 8 上記のほか、経営トップは安全統括管理者に指示し、以下の各条項に掲げる取組を構築、改善し、もって安全管理体制を適切に機能させるようにする。
 - 9 経営トップは、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
 - 10 経営トップは、輸送の安全の確保に関して、予算の確保や安全管理体制の構築、継続的改善等の実施に必要な措置を講じる。
 - 11 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
 - 12 経営トップは、輸送の安全の確保する為の業務の実施及び管理の状況が適切かどうか常に確認し、必要な改善を行う。

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第4条 経営トップは、輸送の安全の確保が事業経営の根幹にあることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 経営トップならびに安全統括管理者及び、現業部門を管理する責任・権限を有する部門は、安全方針の意義・内容等を深く自覚するとともに、各従業員に安全方針の内容を自覚させ、その実践を促す為、経営トップの率先垂範により、あらゆる機会を捉え事業者内部への周知を効果的に行う。
- 3 事業者は、安全方針に関する従業員の理解度及び浸透度を定期的に把握する。
- 4 経営トップは、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すこと及び、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第5条 事業者は、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令等及び本規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
 - (6) 想定した重大な事故等に対する対応措置の責任者、措置の内容を定め、実施体制を構築もしくは構築の指示をすること。
- 2 親会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
 - 3 下請時事業者を利用する場合には、下請事業者の輸送の安全確保を阻害するような行為を行わない。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。
 - 4 事業者は、安全重点施策について定期的に進捗・達成状況を把握するとともに、少なくとも一年毎に見直しを行う。

(輸送の安全に関する目標)

第6条 事業者は、第4条と第5条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第7条 事業者は、第4条と第5条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保する為に必要な計画を作成する。

第3章輸送の安全を確保する為の事業の実施及びその管理の体制

(社内組織)

第8条 事業者は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保する為の企業統治を的確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者(必要に応じて、統括運行管理者を選任する)
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 本部長・部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関して、管内各部署を統括し、指導監督を行う。
 - 3 事業所長は、本部長・部長の命を受け、輸送の安全確保に関し、事業所内各部署を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 事業者は取締役のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6に規定する要件を満たす者の中から安全等統括管理者を選任し、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 2 貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の7の定めに従い、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになった場合は、当該管理者を解任し、新たに選任を行って国土交通大臣に届け出なければならない。
- (1) 国土交通省の解任命令が出された場合。
 - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になった場合。
 - (3) 関連法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがある

ると認められる場合。

(安全統括管理者の責務)

第 10 条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全従業員に対して、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底するとともに遵守状況を定期的に把握する。
 - ・輸送に従事する従業員の確保
 - ・輸送施設の確保、作業環境の整備
 - ・安全な輸送サービスの実施、その監視
 - ・事故等への対応
 - ・事故等の是正措置、予防措置
- (2) 輸送の安全の確保に関して、その実施及び管理体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全の確保に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全の確保に関する報告連絡体制を構築し、従業員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップに対し、輸送の安全の確保に関して、必要な改善に関する意見を述べる等、必要な改善について検討し、措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者及び整備管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全を確保する為、教育訓練計画に基づき、従業員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

(要員の責任・権限)

第 11 条 事業者は、安全管理体制を適切に構築・改善する為に必要な要員の責任・権限を定め、事業者内部へ周知する。

- 2 事業者は、「責任・権限」として、安全管理体制の運営上、必要な責任・権限の他、関係法令で定められている責任・権限を、必要とされている要員に与える。

第 4 章輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第 12 条 事業者は、第 4 条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、第 6 条の輸送の安全に関する目標を達成すべく、第 7 条の輸送の安全に関する計画に従い、第 5 条の輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の伝達及び共有)

第13条 事業者は、経営陣と現場要員等、部門間双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に事業者内部において伝達され、課題が共有されるよう努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に報告上申し、適切な対処策を講じる。

(情報の公開とコミュニケーションの確保)

第14条 事業者は、以下の事項については、毎年度、外部に対し公表する。

- (1) 輸送の安全に対する基本的方針
 - (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - (3) 自動車事故報告規則第2条に基づく事故に関する統計
 - (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
 - (5) 輸送の安全に関する重点施策、計画とその実施状況
 - (6) 輸送の安全のために講じた措置、及び講じようとする措置
 - (7) 事故、災害等の輸送の安全に関する緊急報告連絡体制
 - (8) 輸送の安全に関する教育及び研修計画と実施状況
 - (9) 運輸安全管理規程
 - (10) 輸送の安全に関する内部監査結果ならびに講じた措置及び講じようとする措置対応内容
 - (11) 輸送の安全に関する予算等・実績額
 - (12) 安全統括管理者に係る情報
- 2 事業者は、事故発生後における再発防止策、及び当該行政処分の内容、ならびに行政処分後に輸送の安全確保の為に講じた措置・改善状況等を国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に報告する。なお、緊急性を要することから公表は文書にて公開する。
- 3 経営トップ等への目安箱等のヘルプラインを設置する。

(事故、ヒヤリハット情報等の収集・活用)

第15条 事業者は、輸送の安全を確保する為、事故・ヒヤリハット情報等の定義及び収集手順を定め、これらの情報を収集する。収集した情報のうち、事業者が輸送の安全の確保の為、特に重要と定めた情報については、適時・適切に経営トップに報告する。

- 2 事業者は、輸送の安全を確保する為、収集した情報の活用に取り組むこと。
- (1) 収集した情報の分類・整理。
 - (2) 原因を多角的分析で絞込み、根本原因を究明する。
 - (3) 再発防止・未然防止策を検討・実施し、効果を把握し、必要に応じて見直しを行う。
 - (4) 潜在的な危険を洗い出し、当該危険の発生の可能性・事故に繋がる可能性・事故となった時の影響の大きさの評価を行う。

(5) その上で、未然防止対策を検討・実施し、その効果を把握し、必要に応じて見直しを行う。

- 3 事業者は、上記の取組が有効に実施できる事業環境を整備するとともに、事故等の再発防止・未然防止の観点から、グループ間の事故防止事例等を有効に活用する。

(事故、災害に関する緊急報告連絡体制)

第 16 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する緊急報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、経営トップ、安全統括管理者、関係部署等に速やかに伝達されるよう努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において緊急報告連絡体制の周知を図るとともに、緊急報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。
- 5 事業者は、重大な事故等が発生した場合に備え、その際の対応手順を定めるとともに、実効的なものとする為に、必要に応じて定期的に事業者内で重大事故対応訓練を行い、当該訓練と過去の経験を基に事故対応の見直し改善を図る。

(安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等)

第 17 条 事業者は、第 6 条の輸送の安全に関する目標を達成する為、そして、安全管理体制の構築・改善の取組に従事する安全統括管理者等、各部門の要員に対する運輸安全マネジメント制度の趣旨等の理解を深めて、それに必要な教育・訓練を計画的に実施し、効果を把握し、必要に応じて内容を見直す。

(輸送の安全に関する内部監査)

- 第 18 条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、運輸安全マネジメントの実施状況等を点検する為、少なくとも 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合にはその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じて是正措置を講じて、見直し・改善を図る。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 19 条 安全統括管理者は、事故、災害等に関する報告があった場合、または前条の内部監査結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全確保の為に必要と認められる場合には、輸送の安全を確保する為に必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により、重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全確保の為に措置を講じる。
- 3 経営トップは、事業者の安全管理体制が運営され有効に機能していることを確認する為に、少なくとも一年毎にマネジメントレビューを実施する。なお、重大事故等が発生した場合は、適宜実施する。
- 4 事業者は、輸送の安全に関するトラブルや不具合に対し、的確に対処する為、明らかになった課題等の是正措置及び予防措置を実施し、継続的改善に努める。

(輸送の安全に関する文書・記録の作成と管理・維持)

第 20 条 輸送の安全に関する事業運営上の方針作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

- 2 前項の他、事業者は、安全管理体制を構築・改善する為の文書とその運用結果の記録を作成し、適切に管理・維持する。
- 3 前項に掲げる情報その他輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存方法は、文章管理規定及び I S O 9001:2015 の 7.5(記録の管理)の文書管理方法に基づく。

(規程の見直し及び改善)

第 21 条 本規程は業務の実態に応じ、定期的又は適時適切に見直しを行い、必要な改善を図るものとする。

(所管部署)

第 22 条 本規程の所管部署は、総務部物流品質管理課とする。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日より実施する。

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より一部改正実施する

この規程は、2021 年 4 月 1 日より一部改正実施する。

令和 7 年 3 月 19 日

関東運輸局長 殿
(国土交通大臣 中野 洋昌 殿)

住 所 神奈川県横浜市磯子区杉田 5-32-50
氏名又は名称 SBS フレイトサービス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中塚 宏次



安全統括管理者選任 届出書

このたび、安全統括管理者を選任したので、道路運送法第 22 条の 2 第 5 項及び貨物自動車運送事業法第 16 条第 5 項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 7 の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
住 所 神奈川県横浜市磯子区杉田 5-32-50
氏名又は名称 SBS フレイトサービス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中塚 宏次
- 2 選任した安全統括管理者の氏名及び生年月日
氏 名 矢島 和弘
生 年 月 日 1961 年 3 月 10 日
- 3 選任した年月日
2025 年 3 月 13 日

添付書類 選任した安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 6 に規定する要件を備えることを証する書類



(証する書類)

次の者は当社の社員であり、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、貨物自動車運送事業運輸安全規則第2条の6の要件を備える者であることを証します。

住所

神奈川県横浜市磯子区杉田 5-32-50

SBS フレイトサービス株式会社

代表取締役 中塚 宏次



選任した安全統括管理者：矢島 和弘

社内での役職：常務 執行役員

- (1) 安全統括管理者に選任した矢島 和弘 は次の業務に通算して三年以上従事の経験を有しています。

	イ. 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務
	ロ. 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務
○	ハ. イ又はロに掲げる業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務

(該当するものに○をつける)

部署	主な業務	在職期間
SBSフレイトサービス株式会社 本社	執行役員 部長	2011年3月1日～ 2024年3月21日
SBSフレイトサービス株式会社 本社	常務 執行役員	2024年3月22日～ 2025年3月12日
SBSフレイトサービス株式会社 本社	取締役 常務執行役員	2025年3月13日～ 現在に至る

- (2) 安全統括管理者に選任した矢島 和弘は以下の理由により上記と同等以上の能力を有する者です。

(理由) 2011年より執行役員として安全が第一として会社全体の管理を行い、事故、違反の撲滅、法の遵守を最重要課題として取り組み、安全が最も優先する社風を構築している。

令和 7 年 3 月 19 日

関東運輸局長 殿
(国土交通大臣 中野 洋昌 殿)

住 所 神奈川県横浜市磯子区杉田 5-32-50
氏名又は名称 SBS フレイトサービス株式会社
代 表 者 名 代表取締役 中林 伸人



安全統括管理者解任届出書

このたび、安全統括管理者を解任したので、貨物自動車運送事業法第16条第5項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の7の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
住 所 神奈川県横浜市磯子区杉田 5-32-50
氏名又は名称 SBS フレイトサービス株式会社
代 表 者 名 代表取締役 中林 伸人
- 2 解任した安全統括管理者の氏名及び生年月日
氏 名 中塚 宏次
生 年 月 日 1965 年 2 月 16 日
- 3 解任した年月日
2025 年 3 月 12 日
- 4 解任の理由
職責変更による解任

